

# 戊戌維新期の上海亞細亞協會をめぐる

菅野 正

一

一八九八年（明治三十一年、清国光緒二十四年、戊戌年）当初、日本における東洋振興団体としては、東邦協会、亜細亞協会（前身の名は興亜会）、同文会、東亜会、海外教育会等があった。この年十一月、東亜会と同文会が合併して、東亜同文会が設立され、一九〇〇年には亜細亞協会がこれに合流した。

ところで、この戊戌維新運動のあった九八年、中国の上海においても、亜細亞協会が設立された。

上海亜細亞協会の成立については同年七月発刊の『日本人』第七〇号に

而して其創立に就ては吾人は福本日南の労多しとせざる可からず。…幸い此挙には我か小田切領事の賛成あ

り、上海道台蔡鈞の盡力あり、遂に勅裁を仰ぎ、前者を其頭に戴きて成立するに至りぬ。

とある。

また巻末の『資料』にあげたように、「右列（亜細亞協会）十六条の章程は、光緒戊戌年四月朔日（五月二十日）待鶴山人（鄭観応）の起草に係る。同志の鄭孝胥、日本総領事小田切等が亜細亞協会の設立に賛成した。……日本総領事小田切を正会長に、待鶴山人を副会長に公選した。入会を認められ署名して資金を援助した人は、約百余名すべて、官界、商界で名声のある人であった。…突如、晩夏に、北京で政変が起こり、人々は恐怖し、協会は即刻解散した、人々は多く残念がった。」とある。

また、「上海的亜細亞協会成立于是年閏三月初七日、假鄭観応之寓所举行」と四月二十七日を成立した日と特定す

るものもある。

しかし、実際はどうであったのか。

以上のことをも含め、上海亜細亞協会に係る問題を検討しようとするのが小論の目的である。

## 二

日清戦争後、一八九六年、十三名の官費留学生在が日本に派遣されて以来、以後その数も序々であるが増加し、清国に駐在する日本の言論人も増えた。

とくに、九七年末、「膠州の変」がおこって以来、日清間に、有志者の往来は急に頻繁になってきた。

まず上海時務報館主汪康年、外交主筆曾広銓（曾紀澤の子、曾國藩の孫）の来日がある。「先生与湘郷曾敬貽君広銓游日本、遍歴東京・横浜・大阪・神戸・長崎等処、匝月而帰。先生此行用意至遠、于采訪政治風俗而外、兼寓有与其国之朝野名流联络声氣之意義、非尋常游歴之比」とある。

一月東京に入り、八日、東京経済学協会は両氏を招待した。田口卯吉は「東洋に国を成せるものは支那と日本と二国のみ、両国人民間の交際を親密にせんことを」とのべ、

島田三郎は「中国は文明の輸入に努力せんことを深く望む」旨発言し、汪康年は同会への招待に謝辞をのべ、両者の前言に對して同意の旨をのべ、経済学協会の例会の性格を意識してか、とくに清国の貨幣制度の改革に努力したい旨をのべた。清国の新聞界事情について詳細に語り、十五日に大阪入りして、孫実甫（清商）白岩竜平（大東汽船社主）山本梅崖らと会談した。

山本が、膠州の変についてふれ、「西人の心は東人を殲滅するに非ざれば則ち己まざるなり、……此れ余の中東兩國益す隣交を固うせんことを論ずる所以なり」とのべると、汪康年は同意を示し、さらに「故に極めて中国の人多く貴国の学校に來り書を読み、又多く貴国に遊歴し、民人をして彼此相親ましめんことを願う」と言った。

同じ一月、參謀本部神尾光臣大佐、宇都宮太郎大尉が、漢口に張之洞を訪ね、日本と清国との連合、両国は英国と連合して、露国、独国に對抗することを協議した。

その結果、三月には、張之洞の命令で、日本の軍事、教育制度視察のために、姚錫光・張彪・黎元洪等が來日した。亜細亞協会はこの視察団一行を宴席に招待した。これに關連して『大阪朝日新聞』は次のように報道している。

亜細亞協會の清客招待 清国の有志家姚錫光、張彪、徐鈞溥、黎元洪、吳服英、瞿世瑛の諸氏來遊の行あり、

亜細亞協會にては頃日東京上野精養軒に一行を招きて清宴を催せり、榎本会頭、花房副会頭、同協議員岸田吟香、長岡護美、大倉喜八郎、……曾根俊虎諸氏、其他清浦奎吾、……其他無慮五十余名の来会あり、座定まるや姚氏は立て一行を代表して一場の演説をなせり、其大要、東大陸今日の実況より日清兩國は同文の邦、

同種の民、真に唇齒輔車の關係を有し、同心協力して一に興亜の道を講ぜざる可らざるを以て、今後益兩者の友誼を敦睦ならしめざる可からず、幸に日本には亜細亞協會の如き団体ありて、大に此策を講究せられつゝ、あるは、余輩の敬服する所なり、自今は余輩も其主旨を賛して微力を致すを期せんといふに在り。<sup>12</sup>

五月には、清浦奎吾前司法大臣、松平正直内務次官が、中国視察に赴いた。<sup>13</sup>北京訪問のあと、華南に行き、上海で「汪康年に二・三回面談せり、文廷式にも面会し」、さらに漢口に行つて張之洞とも会談し、その訪問談を語つてゐる。<sup>14</sup>

一方で、アジアの振興、日本・清国の連帯への動きが、

日清戦争終了後、明治三十年（一八九七年）頃より漸く出てきた。

宗方小太郎は「明治三十年二月、上海に在り。李盛鐸・羅誠伯・梁啓超・汪康年等と往来し、興亜の策を商量した」とある。<sup>15</sup>

とくに膠州の変ののち、西欧諸国の清国への積極的な進出に対して、日本・清国の和親、東亜の大同盟論がたかまってくる。

「東亜は応に東亜の大同盟をなす可き而已」「対岸の大陸を見よ、彪然たる大清帝國、彼は同文の國、豈に是れと結んで協力共に東洋の平和を擔ふべきものに非ずや」「唯東洋の平和のために、又我黄人種の運命のために、我國は須く支那に一臂を借し、正義を押しして暴慢なる白人を挫かざる可からず」「日本は東洋の先覚者なり、東亜連衡の主動者たるべし、此れをなすは日本の天職なり」「日清兩國の政治的和親は必ず一層の深きを加ふ可し」<sup>16</sup>

さらには、日清英同盟論も生れてくる。日本は、日清戦争後、清国が賠償金を完済するまで威海衛を保障占領していた。そしてこの九八年五月に清国がそれを果したので、日本軍が撤兵した。その時、英国はそれを継承する型で、

威海衛を租借した。それは露国が旅順・大連を租借することに對抗するもので、その租借期間も、露国が旅大を租借している期間、即ち二十五年間であった。英国の威海衛租借は明かに露国の渤海湾へ進出への對抗シフトであった。こういった状況の進展の中で、日清英同盟論が生れた。四年後に実現する日英同盟の胚胎はこの時にあったとされている。<sup>16)</sup>

『太陽』は西欧勢力の清国進出、即ち清国が困難な状況に陥入るのに対し、「若し露国が旅順大連を占領した時に方て、断々乎として之れに抗議を提せば、清国の我に親むは更に一層大なるものありしならむ、惜しい哉、天、好機を我に与へて、我れは之を捉ふるの手段を缺き、以て東洋の均整をして殆んど破滅に帰せしむ、誰れか長太息せざるものあらむや」と、日本の「何の畫策する所あるを見ざるは何ぞや<sup>17)</sup>」と日本政府・内閣を批判した。

一方で、『報知新聞』は、その社説で亜細亞協会等を名ざして、その「無為」を批難した。「西人東漸の勢ひは今に至って最早極度に達せり、所謂稀有の独立帝国清は已に列強の瓜分支裂する所と為り、土崩瓦解將に遠きに非ざらんとす、正に清帝国危難の秋にして東洋の人民生色なき

の時なり、是れ誠に亜細亞協会、東邦協会等が大に為あるべき時に非や、……人感ずれば則ち動く、東邦協会並に亜細亞協会は此度の東亜の変に關しては更に動く所なき者の如し、知らず彼等は此度の事変に感ぜざる者か、已に感じたるも、何等が別に期する所ありて忍んで動かざるものか、……而して政府の動かざるは無為にして、各協会の動かざるは無為に非ざるか、或は無為に二つなし、均しく無為なるも、政府の無為は咎むべくして協会の無為は愧づるに足らざるものか……」<sup>18)</sup>

### 三

上海亜細亞協会設立はどういう経緯で発議されたかをみてみたい。

先に「亜細亞協会設立は福本日南の勞多しとす」とあったが福本誠（日南）は日本新聞の記者であり、東邦協会や東亜会に關与してきた<sup>19)</sup>。福本は、九八年一月に、『日本人』誌上で、

滿漢人たると日本人たるとを問はず、齊しく起ちて天下の寇讎を仆し、人類の公敵を滅し、東大陸を垂亡に

救ひて以て亜細亜の亜細亜を維持せざる可からざるに  
非ずや<sup>20</sup>

とのべていた。

福本の説をうけて、『日本人』はさらに「東亜の爲め一  
大同盟を作るべし」を掲げ、「此際誰れか奮然東亜の爲め  
献身して南船北馬して日清韓の義徒を糾合して、一大興亞  
会を組織して東方の問題に付き協議して、其決議の実行を  
政府に迫り之をなさざるや……如斯く日清韓が在朝と在野  
の区別なく無数の国土を網羅して一大興亞会を起す上は、  
単に之れを名義上の成立に止めず、将来政治上有力なる一  
大団躰をなすべし」と主張していた。

その福本は欧州への出張の途上、九八年三月下旬に上海  
に立ち寄り、四月十一日、日本の同志に宛た書信の中で、  
当時の上海の情勢を次のようにのべている。

三月三十一日を以て当地に着し候、兼て諸夫子よりの  
先声等ありし爲なるべく、清国の有志統々として日々  
来訪し、何れも禹域復興の相談に余念なく候、……扱  
其有志家の重なる人には、文廷式、志鈞、汪康年、曾  
広銓、陳季同、姚文藻、江標（等十五名）、是等の人々  
は兎に角も当今支那に在て俊傑の士として許さるゝ者

なりとの事にて、現に上海には盛宣懷あり呉大澂あれ  
ども、与に共に同席せしむるを許さずと申居候ほど、  
其意氣以て視るべきものあり。以上の諸氏と今日迄已  
に四回の会合を重ね、其中三回は彼方より招かれ、一  
回は此方より答礼を兼ね招き候へば、談は追々に進み  
候ひし。来る水曜日にも亦更に文廷式、志鈞、姚文藻  
等より、又々招待し来り居、此他六七名の人々とも、  
一公会をなし候、……扱是等の人々の中には、二三の  
急進論者も有之候共、大部は漸進論者にて、内に対し  
ては公武合体論、外に向ひては日清同盟論に有之、先  
づ其公武合体論を助長せしむること、目下の必要なり  
と存候。其方面より誘導に力を盡し居申候。夫れとて  
中々寝過になり居る国柄なれば、容易ならず。汪康年  
などは独りで悶殺致居候。

扱日清同盟論は朝野となく官民となく、当国目下の大  
希望に有之。因て此際日清人士の間に、東邦協会的乃  
至亜細亜協会的の一大協会を興さんことを慫慂候処、  
全体同意に有之。幸なる哉当地目下の道台蔡鈞は、両  
江総督劉坤一の知遇を受け、当世風の人物にて、他の  
鐵路督辦大臣盛宣懷等と亦亜細亜協会の必要を認め居

りたる際なれば、小田切領事（万寿之助）と議り、先づ之が成立に盡力せしめ、既に草案迄も出来上り候。之を要するに、清国人士の今日日本を信頼せることは非常<sup>22</sup>に有之。

福本誠がこのように小田切領事に「一大協会を興さんことを慫慂」したが、しかし、福本が日本政府当局より、その慫慂をうけていた訳でもない。

また、今まで、清国で、東亜経論の実績を残していた訳でない民間人の福本が、上海到着勿々、上海の著名な有志者と次々に会談し得たのも、小田切領事等が、「先声サキフレ」をなしていたためであり、その福本が欧州に遊歴に行つたあと、小田切領事が、そのあとをうけて、協会設立へ向け、奔走・尽力したのである。

小田切領事は、亜細亜協会の前身である興亜会の経営する支那語学校に入り、当校が文部省所管の東京外国語学校に移管されると同時に、そこに移り、卒業後、外務省に入った。一時米國に勤務した以外は、殆ど中国各地の領事館に勤め、一八九七年には上海総領事代理になっていた。非常に堪能な語学力でもって、上海の各界の人々と交遊があり、官界、商界に多くの友人・知己を得ていた。<sup>23</sup>そして、福本

誠の「慫慂」をうけて、亜細亜協会上海支部というような形で、亜細亜協会を上海にも設立すべく尽力した。

しかし、清国側の当時の記録では、『申報』四月二十九日「興亜有機」に

亜細亜協会：日本小田（切）君富卿、奉政府命航海来華、署理総領事之職、遂謀之我華当道、開支会於滬上と、日本政府の指示によるかのように記し、また、『張謇日記』四月三十日に

道希（文廷式）復置酒、聞日廷又遣其大臣来滬、凶興協会<sup>24</sup>

とある。「其大臣」とは先述の清浦前法相のことと思われるが、清浦が協会設立を促すため日本政府より派遣されるかのように記されている。<sup>25</sup>

またこうもある。

日本政府使指駐滬領事小田切出面、利用原有的亜細亜協会組織、在中国的地主和資産階級的“名流”中進行活動<sup>26</sup>

小田切領事が外務省官僚であるため、その協会設立への活動を、日本政府の指示・訓令に基くものように記されるが、前述のように、福本誠の呼びかけに始り、それをう

けて小田切領事がその成立に尽力したものであり、日本政府の設立の直接の指示によるものではなかった。

したがって、小田切領事の協会に関する外務省への報告は、これより約四ヶ月のち、七月下旬になって、初めて、稟請をかねて、伝えられている位である。<sup>29</sup>

#### 四

上海亜細亞協会にはどんな人々が係ってきたのか。「興亜大会集議記」<sup>30</sup>には、「主席者」として、文廷式（前翰林院侍読学士）、鄭孝胥（前神戸大阪総領事）、何嗣焜（上海南洋公学総理）、鄭観応（招商総局総辦）を記しており、「与会者」として、小田切領事、三井洋行総辦小室三吉、三菱洋行総辦某君、日本譯訳官某君、志鈞（満州貴族、南洋大臣洋務局総辦）、張謇（状元、南通大生紡績社主）、江標（前湖南学政）、嚴信厚（中国通商銀行董事）、曾広銓（時務報外交主筆）、沈敦和（ケンブリッジ大学卒、南洋大臣譯訳官、吳淞開埠局総辦）、汪康年（時務報館主）、盛宣懷（铁路督辦大臣）、陳希同（江南製造局譯訳官、求是報主筆）、経元善（上海電報局総辦）、吳劍華（大公報館主）

ら二十余名の名を記している。

『小田切報告』では、「此協会ニ賛成ノ重ナル者ハ、本邦人ニ在リテハ郵船会社、正金銀行、三井物産会社ノ各支店主任者等ニシテ、当国人ニ在テハ、文廷式、鄭観応、嚴信厚等著名ノ官商数十名ナリ、盛宣懷、上海海關道蔡鈞ハ当国官習上ノ關係ニ由リ、当册中二名ヲ列セスト雖モ、其成功ヲ希望スルノ言ヲ表シ、湖広総督張之洞、湖南巡撫陳宝箴ノ如キモ亦之有益ノ挙ト認ムルハ、小官ノ茲ニ明言スルヲ憚ラサル所ナリ」としている。

四月下旬、協会設立準備会のあつた頃、『大公報』は、「此会也、聯中日之歛、絃同文之雅、誠亞洲第一盛事、興起之軋機也」と報じたという。

『申報』も四月二十八日の「興亜論」で「故近效日本以爲興亜之機、并当連絡日本以固興亜之局、……則強俄之左臂断、即泰西之虎口亦閉、転敗爲功、転禍爲福、以承地球興亜之運、国之幸、亦民之幸也」とある。

『申報』は翌二十九日にも、「興亜有機」で、「我知此会果能持久、則亞洲氣象、自当勃然以興、誠何患強敵生心、恣其鷹瞵哉」とある。

しかし、協会の参加者が多かったことは、考えも様々で

あり、協会に対し、積極的な人もいれば、消極的な人もいた。懸念を抱く人もいれば、現実の利害と対立する人もいた。福本誠も「此協会中に、玉石共に聚めなば、……頗る潔癖家もあり、毛嫌家有之候へ共、勉めて大同論を主張して之に合せしむる様致し居候<sup>35</sup>」と言っている。

鄭観応は積極的であった。

鄭孝胥はすでに亜細亞協会々員であり、頭初は上海での設立に積極的であった。しかし、のちには、後述するように、協会大旨第五条に関して、小田切領事の削除要求には断乎反対し、協会を脱退するとまで言った。また協会の編輯監督就任要請も固辞した<sup>36</sup>。

張謇は、四月二十七日の日記に、協会設立計画のあることを記した後に「日人言則甘矣、須觀其后」と記し、日本の行動を慎重に観察すべきことを書き留めている<sup>37</sup>。批判的にみている。

これらの事と関連するのにか、『小田切報告』の「此協会ニ賛成ノ重ナル清国人」の中に、鄭孝胥、張謇の名はない。

また胡思敬は『戊戌履霜録』の中で、日清戦争後の状況をのべたあと「二月創興亜会於上海、置酒高会、江標、張謇与焉。……自是两国人士、議釈怨修好、然創鉅痛深、未

易違合也<sup>38</sup>」とある。

協会に係った人すべてが積極論者でもなかった。逆に「毛嫌い」する人もいた。

上海亜細亞協会を批判的にみている者は、日本国内にもいた。例えば、華南の航路開設をめぐる大阪商船と競っていた大東汽船の社主であり、近衛篤磨に協力して東亜同文会設立へ向け奔走中であつた白石竜平はこういつている。「彼福本日南欧州漫遊の時当地へ立寄候時に濫觴し、小田切領事等の目下専ら奔走致居候亜細亞協会は、官民知名の士を網羅致居候得共難駁極り、其裏面は一笑を値せざる事も有之申候。乍去此方成立致候へば是は是にて成立せしめ、我会は其中より粹を抜く事必要に御座候。矢張一時の機運に駆られて官吏の手に製造致され候会杯は、何処も同じ永続の見込無之は勿論に御座候<sup>39</sup>。」白石もこの協会が、官吏の主導によって推進された官製の協会と受けとっていたようである。

亜細亞協会に対して、清国側で懸念を抱く背景には以下のような事情があつた。

一つは、九八年一月に、大阪商船が、日本政府の航海助成金を得て、上海く漢口航路を開設したことである。第一

船天竜丸、第二船利根川丸（ともに四百噸クラス）の二隻が就航した。「乗客貨物を満載して漢口着……進んで之に当れるの勇気を贊し、且万難を排して能く其最終の勝利を得た大吉報に接し、……商船の此舉あるを聞き、該会社の為のみならず、邦家の為、慶祝措く能はず」と報じられているが、実際は「両船はもと瀬戸内海の航行に用いていた小汽船にして客室少なく且不潔なれば、従って乗客貨物も鮮少なるは惜しむべし」<sup>①</sup>が実情のようである。

航路開設について、清国側には

遭到招商局、太古公司反对、以致招聘買弁不易、后経駐滬日領内部活動、始就緒<sup>②</sup>

と、小田切領事の「万難を排して」開設に到ったことを言っている。実際に、第二船が就航の際、「何故か鎮江税関で荷物の積上げをなさしめず、又通州にて無頼漢数十名にて短艇を出さず、其上妨害も試みたる由」領事に申請して道台に談判を開始し、さらに北京政府に談判せんことを申請する筈である<sup>③</sup>と報じられている。

それと関連するののか、先述の「興亜会大集議記」や『小田切報告』の「協会設立ニ賛同スル重ナル本邦人」の中に、大阪商船関係者の名はない。

このように、大阪商船の長江航路開設は、清国人、上海人にとって警戒すべきことであった。長江航路は、妨害・反対の「万難を排し」ての開設であった。後に、大阪商船が二千噸クラスの新造船を投入し、航行回数を増やしてくと、怡和洋行（ジャーデン・マディソン）、太古洋行（バターフィールド・スワイア）、輪船招商局のいわゆる「三家（三公司）」の妨害をうけたことは周知のことである。同時にそれは、先に白岩竜平が亜細亜協会に対する批判の背景をなしていた。

下関条約締結後、最初に、白岩竜平が、大東新利洋行（後の大東汽船）を設立して蘇州・杭州の内河航行権を得て、さらに日本政府の補助金下付を請願していた<sup>④</sup>ところに、後発の大阪商船に、長江航路のための補助金が下され、現地で小田切領事が、奔走・尽力して航行権獲得の「勝利を得た。」その小田切領事は、亜細亜協会設立を推進している。協会は、小田切領事、日本政府の支援をうけているものと白岩竜平にはうつつた。

第二番目に、五月上旬におこった沙市事件とその処理の件があろう。

沙市は、下関条約によって開港場となり、翌九六年、日

本領事館が設置され、英国、独国が続いて領事館を開いた。四川省との物資の流通・集散の処点であった。

その沙市で、五月八日、税関で放尿した酔漢を、門丁が殴打・負傷させたことから、翌九日、その治療費を求めて集ってきた群衆が、ついに税関、官舎、招商局、その躉船、怡和洋行、洋務局、および日本領事館に放火する事件にまで発展した。日本領事館員は、停泊中の船内に避難し、日本は直に軍艦高雄を現地に派遣して鎮静させた。一方で清国側に厳しい処分と損害賠償を求め清国当局と交渉に入つた。

事件後の沙市は、「暴徒数人」と臆首し、日本人に投石する者があるなど異様な雰囲気であつたらしい。また沙市事件直後漢口でも「暴民某夜を期し税関を焼き、居留地を襲ふ等の謠言起」<sup>(45)</sup>つていたという。

次に、九八年初頭から、列国が清国の沿岸地帯に殺到して、いわゆる「勢力範囲」を設定したこと、それに日本が追隨したことがある。

曹州教案に始つて、独軍の膠州湾占領、そして九八年三月、独国の膠州湾の九十九年租借と、鉄道建設権と砵山開発権の取得、即ち「勢力範囲」の設定がある。これをみた

露国は、旅順・大連の租借と南滿鉄道の建設権を取得した。この間、英国は、二月、長江流域を他国に割譲或いは租借させないことを照会し、さらに、英国が独国、露国に対抗して、威海衛の租借権を獲得した。四月には仏国も広州湾一帯を租借した。

日本は、こうした西欧諸国を批判し、その結果、日清連合、アジアの連帯論が生まれてきたが、その日本が、一方で、列国に遅れをとるまいとばかり、「厦門の長期借用を清国に申込むべし」<sup>(46)</sup>という論調もある中、四月日本は清国に、福建省の土地および島嶼の他国への不割譲を誓約する交換公文を發布せしめるにいたる。

結局、日本も西欧列国と同じ、そのあとを追隨しているに過ぎないとの意識を植えつけることになつたと思われる。以上のようなことが亜細亞協会に対して警戒心を抱く背景にあつたと思われる。「日本人の言は則ち甘し、須からく其后を觀るべし」であつた。協会設立への雰囲気も五月に入つて變つたよう、特に沙市事件発生よりのちはその熱気も薄れ、準備活動もスローペースになつたようである。

## 五

次に、上海亜細亞協会は、成立した日時はいつだったのか。果して正式に設立されたのかの問題がある。

先に引用した「興亜大会集議記」に、

亜細亞協会……今駐滬小田切総領事、睹中国民智未開、義関唇齒、復於本月初二日邀集中国士大夫、倡辦於滬上、假広福里鄭寓、会議興起亞洲之事、主席者為文廷式、鄭孝胥、何梅生（嗣焜）、鄭観応。与会者……

とあり、本月初二日に、鄭観応の邸宅で、亜細亞協会設立のため会議をしたとある。

その「本月初二日」について、これを四月初二①五月二十一日とする人があるが、一方『鄭孝胥日記』閏三月初二②に

文芸閣（廷式）来、議立亜細亞協会、欲以初五日為第一会、而以余及文（廷式）、何（嗣焜）及鄭陶齊（観応）出名招客、勉諾之。

とあって、会議の記載が符合する。従って、会議のあった本月初二日は、閏三月初二日であって、即ち四月二十二日

であった、と特定できる。

その後、何回かの会議・会合があった。

初五日開催予定の会議が、初六日③四月二十六日に延期されたことは、『鄭孝胥日記』四月二十四日に見え、その当二十六日の日記には

午后、詣公司、季直（張謇）、芸閣来、遂同過鄭陶齊。

是夜来会者二十余人、日人来者四人。④

とあり、また協会関係者と会合、往来したことは、二十五日、二十八日の同日記にも見え、『張謇日記』四月二十七日にも

道希（文廷式）、眉孫（何嗣焜）、太夷（鄭孝胥）約同会小田切万寿之助于鄭陶齊寓。……又以為政府不足鞭策、為联络中国士大夫振興亜細亞協会之舉……預会者凡二十人……⑤

とある。

一方で、『時事新報』の四月三十日発「上海特報」には興亜会 題号の如き一大会を組織し、清国改革の運動を試みんとすの計画、当地知名の清人間に起り、我國の総領事代理小田切万寿之助も奔走盡力し、既に数回協議会を催して将来の事計りたる由、尚一方には矢野公

使に請ふて、総理衙門の同意を経、尚当地道台より南洋大臣劉坤一氏に協議し、其同意を以て劉総督より北京政府に運び、普く天下の同士を糾合して清国改新の手段を講ずる筈にて、民智を開発し、人材を養育し、各省人士の連合を固うするは、其の重なる目的なり……と数回の協議会があったことを報道している。

そして、上海亜細亜協会は、四月二十七日に成立したとする人もある。

前述の『張謇日記』同日にも、会議があったことを記しているし、これまた先述の『申報』四月二十九日「興亜有機」でも、「前日為會議之期」とあり、当日、会議が開かれたことは確かであるが、しかし、これも、四月下旬何回か開かれた協議会、設立準備会の日であって、「設立大会」の日ではなかったように思われる。

そして、『大阪朝日新聞』は「上海近信」五月十三日発で「…亜細亜協会を設立せん事を企起し、既に去月発起人の相談会あり……発会式は来月頃なるべし」と報じ、発会式は六月にずれこみそうだと観察している。

以下、この間の経緯を見てみたい。五月に入って、設立への熱意が薄れてきたのではないかといったが、恐らく、

協会章程、協会大旨の作成、調整に時間を要したものと思われる。

日本側の協会章程はどのようなものであったのか。先に福本誠は四月十一日に「亜細亜協会の必要を認め……小田切領事と議り、先づ之が成立に盡力せしめ、既に草案迄も出来上り候。……差当日清語学校を興し、月刊会報を発行せん杯の箇條は章程中に既に包含せられ候」と記し、章程は「同洲ヲ連絡シ、民智ヲ開通シ、交際ヲ親密ニシ、通商ヲ發達スルニ在」る同協会の目的を具体化するものであったろうと思われる。

しかし日本側の協会章程草案がどういったものであったかよく分らない。

佐藤宏は、清国人の作った会則の中の一つの章程を紹介している。それは

与是會者、無論國之大小強弱、但既誠心簽名入會後、皆須泯畛域之見、親如兄弟、同德協心、共勤盛會。

とあり、佐藤は「出来過ぎたる所あり」としているが、これは『資料』にあげる協会大旨、協会章程の中に、これと同様のものはない。調整の過程で削除されたのかも知れない。

『鄭孝胥日記』五月十四日

遂詣公司、擬亜細亞協會章程稿。以論稿還汪穰卿（康年）。夜……穰卿亦來、談至十二点乃去。

と。汪康年に章程の検討を委託したようである。

ところで、一方で鄭観応は四月朔日（五月二十日）「資料」にあるような協会章程十六條の草案を作成した。

亜細亞協會関係の章程、規則としては、明治十三（一八八〇）年三月一日制定の「興亜会規則 全十七條」、十六（一八八三）年一月改正の「亜細亞協會規則 全五章二十五條」、二十四（一八九一）年十一月改正の「亜細亞協會規則 全六章二十六條」の三種があったが、鄭観応は、「興亜会規則」を参考にしたようである。

この規則は、興亜会設立時に制定されたものだが、「曾根俊虎は會員拡大に強い行動力を発揮し、上海で興亜会規則書を三〇〇〇部配布したり、清国北洋大臣李鴻章に入会勸誘書を提出したり、ペルシャ、インドに公用、商用で出張している人に託して、その王族、貴族の入会を頼んだりもした<sup>56)</sup>」とあって、上海地方ではかなり流布しており、亜細亞協会と改稱後も、改稱前の興亜会の名稱が通用していた模様である。

『鄭孝胥日記』六月一日に

鄭陶齊來、議協會章程<sup>57)</sup>

とあり、両者で協議した。そして最終的には、鄭観応が作成した草案を基調にして協会章程十六條が確定した模様である。

この協会章程は、いわば施行細則のようなもので、その基本となるべき協会大旨作成の検討が、これとは別に始められた。これは小田切領事の要望によるものではなかったかと思われる。

『鄭孝胥日記』六月二日に

詣公司、擬協會大旨六條、送与鄭陶齊、小田切來。

とある。ところが、協会大旨の条文をめぐって、『鄭孝胥日記』六月六日には次のように記載がある。

鄭陶齊來字、之所擬第六條協會大旨、日本領事小田切欲刪去。其文曰「本会或遇同洲有失和之事、在会中人皆宜極力排解、使歸親睦。」余曰「此不可去、必去此條、僕当辞会。」陶齊復商之小田切、遂請注其下曰「日本會員有不欲存此條者」云云、余遂听之。

この条文をめぐって相当なやりとりがあったことが窺われる。

ここで問題になっている第六条とは、『資料』の中の協会大旨では第五番目の条項に相当するものである。協会大旨の原案は全六条であったものが、検討の過程で、一条削除されたのであろう。

その後も修正があったが、ともかく、こうして、協会大旨、協会章程が確定された。『小田切報告』に同封された亜細亜協会創辦大旨全五条、協会創辦章程全十六条がそれであろう。

そして『大阪朝日新聞』が、五月中旬に、亜細亜協会の発会式は六月頃になるだろう、と報じた如く、六月十六日に協会の第一回の会合が開かれた。

『鄭孝胥日記』同日に

晩赴亜細亜協会第一集、小田切未至、来者船津、永井二日人。<sup>62</sup>

とある。ところが、何故か、小田切領事はその会合に出席せず、船津辰一郎領事館員らが出席した。

## 六

六月中旬、協会として第一回会合があった。その後、協

会がどのような活動をしたのか。鄭孝胥が、協会の編輯監督就任を固辞した<sup>63</sup>以外、それを記載する資料を簡見の限り見出し得ない。<sup>64</sup>

そして、これよりおよそ一月半ほどのちの七月二十七日になって、小田切領事は上海亜細亜協会に関して、初めて、外務省に対して報告・稟請を行った。<sup>65</sup> いままで、この小論の中で『小田切報告』と出てきたものである。そしてこれが協会に關しての唯一の報告である。四月二十二日の協会設立準備会の席上で、小田切領事は、日本政府・亜細亜協会にすでに照会したといっているが、小田切領事としては、ある程度骨子がまとまった段階で、報告・稟請をせんとの考えであったと思われる。

その中で「東方局面ヲ保全スルノ必要及其手法ノ一トシテ団体ヲ設立スルノ必要ヲ議シ、数十日ノ熟商ヲ経テ、纔カニ過頃ニ至リ亜細亜協会ナルモノノ礎石ヲ据付ケタリ……(協会設立ニ関係シ、若クハ賛成スル当国人ノ姓名ハ、其筋ノ認識ヲ受クル迄ハ秘密ニ付スル約束ナリ……) 右ノ如ク協会ノ礎石丈ハ其据付ヲ了セシト雖モ、未ダ之ヲ公然発表スル能ハサル事情アリ、是レ他ニアラズ、戦役ノ後北京ノ有志者相議シテ強学会ナルモノヲ組織セシニ、御史ノ彈

効ニ遭フテ烟散霧消シ、過刻ニ至リ同地ニ於テ、保国会ト名ツクル一會ヲ設立セラレシガ、是亦強学会ト同シク或者ヨリ彈章ヲ呈セリトノ事ヲ聞ク……協会創立ニ關係アル當国官商モ亦協会カ他日強学保国会ト同一ノ運命ニ陥リ、独り協会設立ノ目的ヲ完成スル能ハサルノミナラズ、官職ヲ有スルノ士ハ地位ヲ危クシ、民間ニ在ル徒ハ猜疑ヲ招クノ恐レアルヲ以テ、協会ガ或ル手法ニ由リ、当路者ノ認識ヲ得ル迄ハ、之ヲ公然発表セサルノ得策ナルヲ唱道スルモノ多シ……」

従つて、小田切領事は、「総理衙門ニ対シ、日清兩國有志者結合シ、協会設立ノ企画アルヲ通知シ、併せて其認識ヲ求ムル事」を在北京日本公使に内諭されたいと稟請した。小田切領事が、協会設立には総理衙門の承認が必要であるとしたとは、五月上旬にも既に報道されていたが、総理衙門の承認を得ることが条件で、ともかく、七月下旬の段階で、亜細亜協会が正式に成立した、とは小田切領事は認識していないことを示している。

『小田切報告』の中で、「過刻ニ至リ亜細亜協会ナルモノノ礎石ヲ据付ケタリ」といっているのは、協会大旨、協会章程が確定されたことを意味しているかと思われるが、

その『小田切報告』に同封された協会大旨五条、協会章程十六条は、『資料』の中にあるそれとは若干の異同があるが、『小田切報告』中のものが『資料』中のものを基礎にして若干修正し正式に確定されたものであろう。

異同について、細かいものは省略するが、主なところは、『資料』、協会大旨の第三番目の条

本会隨時籌款、以興庇辦各務、如各種學校、藏書館、博物館及研究自治立憲章程、登諸日報

は、協会大旨の中で、比較的具体的に重要な部分と思われるが、それが、

本会隨時籌款、以興維新庇辦各務  
と抽象的に表記されているだけである。

また協会大旨の第五番目の条文の最後の「日本會員有不利斯条者」は削除されている。

協会章程での細かな異常は省略する。ただ第一条の役員のところ、「会報監督二員」を加え、第二条の役員の職務のところ、「会報監督主監定会報」が加っている。また、第十二条中の「現時會長未定」は削除されている。

また、『小田切報告』の中では、小田切領事が亜細亜協会會長に選出されたことには言及していない。五月二十日、

鄭観応が起草した協会章程の第十二条には「現時會長未定」とあるが、冒頭にあげた二つの記録は、小田切領事が會長になったことを記している。いつかの時点で會長に就任したことがあったのであろうが。

また小田切領事はこうも言っている。

万一ニモ協会其者ニ関係スルノ帝國政府政略ノ運行ニ  
障碍ヲ与フルノ恐アル場合ニ於テハ、少クトモ小官丈  
ケハ断然関係ヲ絶テ身ヲ事外ニ措クヘキヲ以テ、何分  
ノ儀御示知アラシム事希望ノ至リニ堪ヘス

この報告は、戊戌改革の上諭が続々と出されながら、必ずしも順調に進捗せず、むしろその障害が開始した七月も下旬に送られたもので、外務省が接受したのは八月四日である。

小田切領事は、亜細亞協会の完成には、総理衙門の承認をとりつける必要があるとし、北京政府との折衝に、在北京公使の斡旋を要請している。協会完成の成否を日本政府にゆだねた型になっている。

そして、この報告の中から、総じて、小田切領事自身が、この時点での協会設立への積極的な意欲が余り伝わってこない。協会そのものが、当初の構想とは違ったものとなっ

ており、余り期待できないもの、この時点で、この上海亜細亞協会は、日本にとっても、そう利益をもたらすものではないと判断していたためではなからうか。自身が、協会から身を引くとも考えを示している。

『時事新報』『大阪朝日新聞』は、既に五月初めにこう報じていた。亜細亞協会は、「其の事や善し」、「然れども、其の内情に通ぜる人の語る所によれば、左程の希望を屬すべきものにあらずと云へり」と。

小田切領事は、会合・協議を重ねるうち、早くからこう感じとっていたのでなかったか。協会章程、大旨の制定が清国側ペースで調整されていく中、結果的には、小田切領事の「希望を屬し」満足のいくものにならなかったようである。七月下旬の段階で、それが設立への積極的な意欲は感じられない。

この『小田切報告』は実は、小村寿太郎外務次官宛になっており、小村次官は、総理衙門の承認を得るべく、在北京公使に内諭あらんことを切望した部分と、『鄭孝胥日記』で問題にしていた協会大旨第五条に関して、小田切領事が「若シ協会ニシテ不穩ノ挙動アル時ハ直チニ之ヲ解散スル事」と表記した部分の二つの箇所特に朱点を施して関心

を示していた。

しかし、この報告は、外務大臣にも回送されていないようで、さらに、この報告・稟請に対して何の訓令も出されていない。小田切領事が、協会から身を引くべきかどうかについても指示がなく、総理衙門に承認を得るための在北京公使への訓令もなかった。

そして、上海亞細亞協会は、実的な活動を殆ど行わないままに終わったようである。

鄭親応は『資料』に

…忽季夏京中有變、人心震恐、故即解散、人多惋惜。とあるように、突如、晩夏、北京で政変が起り、人々は恐怖し、協会は即刻解散した、人々は多く残念がった、と記している。

しかし、その鄭親応は別のところではこうも記している。

日本駐滬總領事小田切万寿之助、曾邀余襄辦亞州協会於滬上、各省名士願入會者頗多、俄、法領事疑忌、因稟請當道、不准、事遂中止、聞者惜之。<sup>(68)</sup>

上海亞細亞協会が未完に終わったとも記している。

## 七

戊戌維新期、次のような記録がある。

要するに支那人を動かす点に於て上海は北京よりも寧ろ至便の地位に立てるを利用して、先づ同地の尤も勢力ある新聞を買取り、此を根拠として次に北京と広東とに及ぼし<sup>(69)</sup>

当時、清国で何か事業を企図する場合の一般的な考え方であろうが、小田切領事の亜細亞協会設立の構想もこれと部分的に通ずるものがある。

小田切領事は、協会設立の目的は「同洲ヲ連絡シ、民智ヲ開通シ、交際ヲ親密ニシ、通商ヲ發達スルニ在リ」という。この目的を実現するため協会設立に尽力した。一応の「基礎」ができた。しかし、小田切領事が構想した協会はついに完成はしなかった。

亞細亞協会の事業の一つは、「來日使節の接待会等のサロン活動」であったという。<sup>(70)</sup> 戊戌政変のあと、康有為・梁啓超の亡命・來日のうち、同年十二月、東京で、亞細亞協会は、新任の李盛鐸公使・清国武官を迎え宴席に招くと、

清国側がこれに返礼の饗宴を開くなど、交流会は開かれていた。<sup>(7)</sup>そしてこの上海亜細亞協会についても「ほとんど、サロンのな活動に終始したもののようである」との指摘もあるが、決してそれだけでもなかったようであり、さらに高い目標の実現を目ざして努力はしたようである。

この九八年十一月、東亜会と同文会は合併して、近衛篤磨の下、東亜同文会が設立された。この時、亜細亞協会は加わらなかったが、翌々一九〇〇年になって、協会は東亜同文会に合流した。亜細亞協会が構想したこと、例えば日清語学校設立、月報発刊等は、それを充実する型になったというべきか。白岩竜平が、亜細亞協会は、「成立致候へば是は是にて成立せしめ、我会(同文会)は其中より粹を抜く事必要に御座候」といつていたが、文字通り結果的にその型に納ったというべきか。<sup>(8)</sup>

小田切領事は上海亜細亞協会設立の目的の一つは「通商ノ発達」であるといっている。これも重要な課題であったろうと思われるが、上海亜細亞協会の大旨、章程の中に、それが実現を促すような文言は殆んどない。

「通商ノ発達」という点については農商務省はすでに計画していた。

『小田切報告』を受けてのすぐ後の八月十九日に、農商務次官柴四朗の名で、「清国に於ける各種事業の調査員派遣」に関して、各当業者及び団体へ向けて照会した。

それは、茶業、生絲、綿織物輸入の状況から始めて、あらゆる農産物、水産物の生産・通商、塩業、牧畜業、燐寸販路、金融事情、日清間金融通の方法、鉄道その他交通機関設備の計画、沿海河川航運業、商業取引の慣習情態、開港場の居留地問題、日本人企業の見込等、数十に及ぶあらゆる業種、事業についての調査研究員を、清国沿海地域、揚子江沿岸の各都市、及び漢口より内地、内陸の各省、遼東半島等へ派遣する大々的な規模のもので、九月下旬に日本を出発し、略三四ヶ月間の調査になるというものである。<sup>(9)</sup>

農商務省としても、清国との通商の発達と事業の展開を本格的に調査・計画し始めるというものである。下関条約第六条第四項で「開港場において工場を設定することを得」たことの実現への基礎的調査も含めてのことであろう。

小田切領事は、長江航行権獲得に引続き、「通商ノ発達」のため、以上の事業の一部を、これに先んじて、上海亜細亞協会の設立によって実現しようとしたのであろう。

## 資料

(条文の番号 通し番号にする)

協会創辦章程 立会宗旨及応辦各事已詳創辦大旨及日本協

### 会章程

『鄭觀応集』下冊二二八—二二〇頁、盛世危言后篇  
( ) 内は、『小田切報告』同封のものとの異同。し  
かし主なものだけにし、細かい異同は省略する。

### 亜細亞協会創辦大旨

一、本会以聯結同洲、開通民智、研究學術為主。凡我亞  
洲諸邦士、商人等皆可入会。

(※研究學術の四文字なし)

一、本会考求有益于国、有利于民者、同心合力、使之施  
于実事。

一、本会隨時籌款、以興心辦各務、如各種學校、藏書  
館、博物院及研究自治立憲章程、登諸日報。

(本会隨時籌款、以興維新心辦各務。)

一、本会無論貴賤、智愚、貧富、凡入会者一視平等。

一、本会或遇同洲有失和之事、在会諸人皆宜設法排解、  
使婦親睦。日本會員有不願斷(斯)条者。

(日本會員有不願斷(斯)条者の項なし)

一、本会立会長一員、副会長一員、正董事一員、副董事  
二員、監会一員、議員二十員、司事二員。如日后事繁  
人多、議再加議員協辦。

二、會長總理会務、副會長佐之、董事經理庶務、副董事  
佐之、監会主稽核賬目、議員主酌議会務、司事受董事  
指任各事。

三、會長及監會議員皆由公举。董事由會長選任、司事由  
董事選任。

四、司事心酌与薪水、自會長以下皆無津貼各費。

五、欲入会者、開列姓名住址、并将一個月或數個月会費  
送交董事、即注明入会、無庸請人介紹。

六、在滬諸會員月納会費二元、在他处月納五角。如有一  
時納百元以上者、常為會員、無庸每月納費。

七、願入会列名、無力月捐者、收入会資銀二元、不再收  
月捐、惟須由議員介紹。有捐銀百元以上者、當贈以会

中所繪亞洲地圖、并提明姓名銀數、將來按月送報、不收報資。有捐銀千元以上者、另議褒謝。

八、公舉之議員按月一會、如有屢月至期不到、又不預先通知者、公議另舉更替。

九、每月開月會一次、在會者均可到会、互相討論、依次宣明。

十、遇有緊要必辦會務、隨時可以開會。屆期由董事先行通知各會員、到者的收會費。

十一、每年春秋開大會一次、屆期登報、假座張園、所有會員均可叙議。應將會報選刊東方要事及有関會務者、并列入會人名。

(第十条、第十一条と入れ替る)

十二、會中捐款。現時會長未定、由會董交中國通商銀行及正金銀行收存。如有公用會議准付之款、非中、日首董簽名不能支取。

(現時會長未定はなし)

十三、本會以上議章、不過粗舉大概、至辦各事及每事之条理、皆隨時會議議定補入。

(本會応編會報、選刊東方要事及有関會務者、擬先以三月為度、出報一次、俟經費充足後、再議每月一出。)

十四、議事從違仿泰西議章、三占從二。

十五、入會之人如有行為不端、声名狼籍者、即由會員公議開除。

十六、會中將來擬開設各種大書院、先考取會中子弟入院肄業、俾入會者先受利益。俟經費充足后、規模増広、即未入會者亦可入院肄業、以示大公之議。

右列十六文章程、系光緒戊戌年四月朔日待鶴山人所擬。同志鄭君考胥、日本總領事小田切等贊成創設亞細亞協會。先舉議員二十四位、假座滬上待鶴書屋、每逢月朔會議。公舉日本總領事小田切為正會長、待鶴山人為副會長。已認入會簽名捐資者約百余位、皆官、商名譽中人。俄、法領事聞有中日協會、頗生疑忌。日本總會長過滬、同人公宴于張園、意極融洽。忽季夏京中有變、人心震恐、故即解散、人多惋惜。

〔日本總會長過滬、同人公宴于張園の部分について、註27にあるように清浦奎吾前法相を指すと思われる。そして、当時亞細亞協會會長は榎本武揚であるが、清浦を會長と誤解していたようである。〕

- (1) 『東亜先覚志士記伝』上巻、四一四〜四二五頁、「对支回顧録」上巻、六七四〜六八四頁、『東亜同文会史』一九八八年三月  
 なお東亜会については、藤谷浩悦「戊戌変法と東亜会」(『史叢』二、一九八五年)参照。小論は本論考より多くの教示を得た。
- (2) 佐藤宏「清国の革新的諸会」(『日本人』第七〇号、一八九八年七月)なお小田切万寿之助の当時の自署する肩書は、「在上海総領事代理 一等領事」であるが、小論では以下小田切領事 と表記する。
- (3) 祁竜威「戊戌変法時期維新派和 帝党 对帝国主義的幻想」以亜細亞協会的活動為例」(『光明日報』一九六三年七月十七日)小論は、本論考より多くの指教を得た。  
 なお中国の資料を引用する際、その繁体字、簡体字を当用漢字に改めている。
- (4) 『汪穉卿先生伝記』巻二一年譜一(『近代神海』二二四頁)
- (5) 『大阪朝日新聞』明治三十一年一月十二日
- (6) 『東京経済雑誌』第九百十号 明治三十一年一月十五日  
 『経済学協会二月例会』
- (7) 『支那新聞記者の支那新聞談』『毎日新聞』大阪、明治三十一年一月十一日
- (8) 『清国新聞記者』『毎日新聞』大阪、明治三十一年一月十七日
- (9) 『近代中国史事日誌』一八九八年一月三日
- (10) 『亜細亞協会の清客招待』『大阪朝日新聞』明治三十一年三月二十二日
- (11) 『伯爵清浦奎吾伝』上、一九三五年七月 四二七〜二八頁
- (12) 『時論』第十二号、明治三十一年七月三十日、「清浦松平両氏の遊清談」
- (13) 『对支回顧録』下巻、列伝 三七五頁
- (14) 『万朝報』「東亜の大同盟」上、中、下、明治三十年十一月二十六、二十八、三十日
- (15) 『大阪朝日新聞』社説「統続日清和親論」明治三十年十二月十六日
- (16) 『滬報所説(日清英同盟論)』『大阪朝日新聞』明治三十年十二月十三日  
 なお朴鐘玄「十九世紀末中国改革論者の聯盟論について」(『東洋史研究』第四十二巻第一号、昭和五十八年六月)参照
- (17) 『日清同盟の真意義』『太陽』四ノ十一、明治三十一年五月二十日
- (18) 『報知新聞』社説「各協会の無為」明治三十一年五月十一日
- (19) 『東亜先覚志士記伝』下巻 五四三頁、  
 福本誠「東大陸の為にフランク、マソンの秘密結社を興す可し」『日本人』第五九号、一八九八年一月
- (21) 窮節「東亜の爲め一大同盟会を作るべし」『日本人』第六

一号 一八九八年二月

- (22) 『对支回顧録』下巻 八七六〜八七九頁 列伝福本誠
- (23) 『興亜会報告』第二十九集(明治十五年六月三十日) 第三十集(七月三十日)
- (24) 『对支回顧録』下巻 四一五〜四一六頁
- (25) 『興亜有機』『申報』光緒廿四年閏三月初九日(四月二十九日)
- (26) 『張善全集』第六巻日記 光緒二十四年閏三月十日(四月三十日) 以下、この場合「張善日記」と記す
- (27) 『鄭孝胥日記』(中国近代人物日記叢書) 五月初五日(五月二十四日)「鄭陶齋(観応) 来言、以明日公宴日本清浦(奎吾)、松平(正直) 及盛京卿(宣懷)、准以十二点齊集張園」同、翌初六日(五月二十五日)に「詣張園、集者二十余人、客有松平、清浦、稲垣(日本派至暹羅公使) 盛京卿四人。…」
- (28) 註3の論考
- (29) 外務省外交史料館保管文書『在内外協会関係雜件』「上海ニ於テ亜細亞協会設立ノ件 報告並ニ稟請」在上海総領事代理小田切万寿之助より外務次官小村寿太郎宛 明治三十一年七月二十七日、以下この場合、小論中では「小田切報告」と略記する。
- (30) 『湘報類纂』己集上、もと『湘報』第六九号(光緒二十四年四月六日―五月二十五日) 所載のものらしいが未見。註1の論考参照
- (31) この他に薛次弁觀察、施子英觀察、姚穰臣太史、楊子萱太守、李格才大令、唐傑臣觀察、李谷生司馬等。
- (32) 註30「興亜大会集議記」
- (33) 「興亜論」『申報』光緒二十四年閏三月初八日(四月二十八日)
- (34) 註25に同じ、これは『湘報』第六六号(光緒二十四年閏三月二十七日―五月十七日)に転載されたらしい。孔祥吉「江標」(清代人物伝稿下編第六巻) 参照
- (35) 註22に同じ
- (36) 『鄭孝胥日記』五月十三日(七月一日)
- (37) 『張善日記』閏三月初七日(四月二十七日)「道希(文廷式)、眉孫(何嗣焜)、太夷(鄭孝胥) 約同会小田七万歳之助于鄭陶齋(観応) 寓。日人以甲午之役、有豪毛之利、啓唇齒之寒、悔而図救、亟連中、英。又以為政府不足鞭策、為聯絡中国士大夫振興亜細亞協会之舉、盖徹士未雨之思、同舟遇風之惧也。独中朝大官昏然、徒事嬖媚耳。預会者凡二十人。日人言則甘矣、須觀其后。」
- (38) 胡忠敬『戊戌履霜録』巻二邦交志(「戊戌变法文献彙編」一) なお沈鏡如「戊戌变法与日本」(「歴史研究」一九五四年六期)で、「二月創興亜会於上海」の部分を用いるに際し「(一八九八年)二月、創興亜会於上海…」と表記しているが、同論文が「戊戌变法」(中国史專題討論叢書 一九八六年)に再録された時、この引用部分は何故か「(一八九七年)二月、創興亜会于上海…」と改められてい

る。一八九八年が正しいと思う。

- (39) 白岩竜平より近衛公爵宛書状(七月二十九日上海)『近衛篤磨日記』明治三十一年八月五日の条に所載の「来状」  
有賀長文「長江航路の開設に就て」『東洋経済新報』第七七号、明治三十一年一月十五日
- (40) 「大陸嘯傲録(十三)」―揚子江に就て― 『読売新聞』明治三十一年九月二十一日
- (41) 『近代上海大事記』一八九八年一月三十日「大阪商船会社之航業：西歴一八九八年(光緒二十四年)至中国開始長江航路。時招商、太古、怡和、麥辺、鴻安五家聯合以抵制之。大阪商船頗陷於困難之境、…(張心激『帝國主義社在華航業發展史』一九二九年、一〇五頁)
- (42) 「大阪商船会社長江航路開始の景況」『東洋経済新報』第七九号、明治三十一年二月五日
- (43) 「上海蘇州杭州間航通業実況及其拡張改良に関する請願具情書」明治三十年三月十八日、上海領事館經由、外務通信両大臣へ提出。請願者は大東洋行(白岩竜平)「近衛篤磨日記」付属文書「一九三頁」
- (44) とりあえず「宗方小太郎文書」報告第三十三号(明治三十一年五月十六日)第三十四号(五月二十三日)「沙市事件」のみあげる。他にも『時事新報』はじめ、日本の新聞も報じている。
- 次の記録は、事件直後の沙市の異様な雰囲気伝えてる。  
「沙市暴動後の人気 暴動後沙市埠頭ニ暴徒数人ノ首ヲ梟
- シタルコト幾分カ支那人ニ感化ヲ与ヘタルカ如シ現時ニ於テハ日本人市中ヲ通行スル場合ニ於テモ尾石ヲ投スルカ如キコトナク呼フニ洋老爺ヲ以テス其意且那サント云フコトナリト」村木正憲『清韓紀行』明治三十三年 二五一頁  
〔幕末明治中国見聞録集成〕第五卷、一九九七年)
- (46) 石川安治郎「厦門の長期借用を清国に申込むべし」『東京経済雑誌』第九二四号、明治三十一年四月二十三日
- (47) 註1の論考
- (48) 『鄭孝胥日記』閏三月初六日(四月二十六日)
- (49) 『張謇日記』閏三月七日(四月二十七日)(註37に同じ)  
これは四月二十六日の間違いでないかと思う。
- (50) 『時事新報』五月八日
- (51) 註3の論考
- (52) 『大阪朝日新聞』五月十八日
- (53) 註22 福本誠の書信
- (54) 『小田切報告』の表記
- (55) 註2の佐藤宏論文
- (56) 『鄭孝胥日記』閏三月廿四日(五月十四日)
- (57) 『興亜会報告・亜細亜協会報告』第二卷 二五九〜六一頁  
二七一〜七五頁、なお、『亜細亜協会報告』は一八八五年九月発刊を最後にして一八九八年当時は刊行されていない。
- (58) 黒木彬文「興亜会・亜細亜協会の活動と思想」同右書(一九九三年九月)所収
- (59) 『鄭孝胥日記』四月十三日(六月一日)

(60) 『鄭孝胥日記』四月十四日(六月二日)

(61) 同右日記 四月十八日(六月六日)

(62) 同右日記 四月廿八日(六月十六日)

(63) 同右日記 五月十三日(七月一日)

(64) 『時事新報』六月二十三日所載、西郡宗三郎「北京特報」六月六日に上海亞細亞協会とどう係るのか、次のような記録がある。

「大東協助会 有名なる康有為の主唱にて、此頃清国学者の計畫に係る保国会は、北京には賛成者の乏しき為め設立することを得ざるを以て、今後上海に設立する由なるが、康氏と利害を同する梁啓超は、更に大東協助会なるものを組織し、日清両国人の親密を計る由にて、我公使館員にも賛成を求めたるよし」

(65) 註29、外務省外交史料館保管文書

(66) 鄭観応は、「小田切万寿之助は亞細亞協会の人である、思慮深く大局を見通せる人である。こう言う、清国は宜しく日本にならうて変法自強し、宿嫌を思ふなかれと、奥国が独国、伊国と連合し、英国、西国、米国と連帯して、露国、仏国、独国に対抗したように。また言う、よろしく露国、日本にならう、品学優秀、練達の文部省、大蔵省の退任の高官を招いて、政事に参与せしめ、商工業を振興せしめよと、また各省に初等、高等の学校を開設して英才を養成し、民困を救い、外侮を防ぐようにすべしと。そして小田切領事は清国に教育農商務、軍事関係の書籍を多く恵贈してき

た。」と記しているが(贈日本駐滬小田切総領事論時事歌並序)『鄭観応集』下冊、一三〇五〜六頁)、小田切領事はこういったことを協会大旨・章程に具体化しようと構想していたのかも知れない。

(67) 『大阪朝日新聞』五月十日、『時事新報』五月八日

(68) 『盛世危言増訂新編』巻七辺防七

『鄭観応集』上冊八一頁には「八卷本増」として註記の型で記されている。

(69) 『近衛篤磨日記』明治三十一年七月二十日の条の森井国雄よりの来状七月十八日

(70) 酒田正敏『近代日本における対外硬運動の研究』一九七八年、六十一〜二頁「興亜会・亞細亞協会」

(71) 『日清両国紳士の宴会』『東亜時論』第二号 明治三十一年十二月

(72) 註1の論考

(73) 註39、『東亜同文会報告』は一九〇〇年までにすでに五回 は刊行されている。

(74) 『時論』第十六号 明治三十一年八月二十七日「清国に於ける各種事業の調査員派遣」